

4 県税等決算額とその基準財政収入額との比較

(単位 千円)

区 分	平成26年度 県税収入決算額 (現年課税分) (A)	平成26年度 基準財政収入額 (B)	(B) × 100/75 <small>(個人県民税所得割・地方消費税・譲与税 (地方法人特別譲与税を除く)を除く)</small> (C)	比較(A)-(C)	
県 民 税	512,285,512	(423,269,256) 414,843,236	(497,416,543) 486,181,850	(14,868,969) 26,103,662	
個 人 均等割及び 所得割	460,801,354	(385,528,349) 379,183,398	(447,095,333) 438,635,399	(13,706,021) 22,165,955	
	425,728,992	375,082,094	433,166,993	△ 7,438,001	
	配 当 割	21,588,022	(8,837,673)	(11,783,564)	(9,804,458)
			3,505,283	4,673,711	16,914,311
株 式 等 譲 渡 所 得 割	13,484,340	(1,608,582)	(2,144,776)	(11,339,564)	
		596,021	794,695	12,689,645	
法 人	45,726,556	34,216,212	45,621,616	104,940	
利 子 割	5,757,602	(3,524,695)	(4,699,594)	(1,058,008)	
		1,443,626	1,924,835	3,832,767	
事 業 税	187,291,217	133,629,651	178,172,868	9,118,349	
個 人	17,572,513	13,152,568	17,536,757	35,756	
					法人
地 方 消 費 税	201,833,196	(149,158,761) 73,588,497	(193,715,667) 92,955,315	(8,117,529) 108,877,881	
不 動 産 取 得 税	26,289,519	23,052,751	30,737,001	△ 4,447,482	
県 た ば こ 税	9,837,177	7,104,432	9,472,576	364,601	
ゴ ル フ 場 利 用 税	1,627,896	(1,200,767)	(1,601,023)	(26,873)	
		349,823	466,431	1,161,465	
自 動 車 取 得 税	5,647,524	(4,172,764)	(5,563,685)	(83,839)	
		934,702	1,246,269	4,401,255	
軽 油 引 取 税	37,948,345	(27,836,718) 16,360,112	(37,115,624) 21,813,483	(832,721) 16,134,862	
自 動 車 税	93,160,868	70,660,219	94,213,625	△ 1,052,757	
鉦 区 税	1	1	1	0	
固 定 資 産 税	-	19,006	25,341	△ 25,341	
小 計	1,075,921,263	(840,104,326) 740,542,430	(1,048,033,954) 915,284,760	(27,887,309) 160,636,503	
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	150,205,707	106,820,452	142,427,269	7,778,438	
地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,844,004	1,960,735	1,960,735	△ 116,731	
石 油 ガ ス 譲 与 税	94,166	99,413	99,413	△ 5,247	
地 方 道 路 譲 与 税	-	-	-	-	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,386,174	1,580,876	1,580,876	△ 194,702	
小 計	153,530,051	110,461,476	146,068,293	7,461,758	
合 計	1,229,451,314	(950,565,802) 851,003,906	(1,194,102,247) 1,061,353,053	(35,349,067) 168,098,261	

備考1 県税収入決算額及び基準財政収入額については、狩猟税を含んでいない。

2 県税収入決算額のうち個人県民税、法人県民税及び法人事業税については、標準税率相当額分である。

3 県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税及び軽油引取税の基準財政収入額については、市町村への交付金分が除かれているが、決算額との対比を行うため、本表においては控除前のものを()書きで記載した。

4 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の(C)欄は、(B)欄の額を記載した。

5 軽油引取税については、旧法による税を含んでいる。